

アルー株式会社

証券コード：7043

alue

# 第21期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月26日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区九段北一丁目13-5  
ヒューリック九段ビル2階  
本社 カンファレンスルーム

議決権行使期限

2024年3月25日（月曜日）  
午後6時まで

## 目次

第21期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	35
監査報告書	42
株主総会参考書類 (会社提案)	49
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役4名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 (株主提案)	
第4号議案 2018年に株式公開した際の公募価格 1370円にて、経営陣による株式の公 開買い付けを行い、上場廃止をするこ とを提案します。	
第5号議案 社名を「OCHIAIANDCO.」に変更す ることを提案します	
第6号議案 取締役の報酬の減額の件	
第7号議案 取締役池田祐輔氏の退任要求	
第8号議案 社外取締役、西立野竜史氏の退任要求	
第9号議案 人的資本開示	

証券コード 7043  
2024年3月8日  
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株主各位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
アルー株式会社  
代表取締役社長 落合文四郎

## 第21期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.alue.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「アルー」または証券「コード」に「7043」（半角）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 ヒューリック九段ビル2階  
本社カンファレンスルーム
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

#### （会社提案）

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

#### （株主提案）

- |       |   |
|-------|---|
| 第4号議案 | 2018年に株式公開した際の公募価格1370円にて、経営陣による株式の公開買い付けを行い、上場廃止をすることを提案します。 |
| 第5号議案 | 社名を「OCHIAIANDCO.」に変更することを提案します                                |
| 第6号議案 | 取締役の報酬の減額の件   |
| 第7号議案 | 取締役池田祐輔氏の退任要求   |
| 第8号議案 | 社外取締役、西立野竜史氏の退任要求   |
| 第9号議案 | 人的資本開示  |

株主提案（第4号議案から第9号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。当日ご出席の方へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主からの提案については否の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

〔2023年1月1日から〕  
〔2023年12月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行により、国内での人の流れが戻ったことによる経済の活性化や海外からの観光客の受け入れ拡大等により経済活動再開の動きが見られた一方、世界的なインフレの影響や為替相場の変動による原材料価格の変動等を受け先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属する人材育成業界においては、感染拡大防止の観点から始められた在宅・テレワークが多くの企業に定着し、またその有用性が認められたことで、従来の一か所に集合して行う集合研修に加えオンラインでの研修実施やeラーニングの利用をハイブリッドで行うなど、新たな教育研修の形が定着してきております。

このような環境の中、当社グループでは、国内大手法人顧客向け研修をオンライン・オフラインの手法にとらわれない形で実施することに注力しながら、新規顧客の開拓やetudesの機能強化等、事業基盤の強化に取り組み、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます。- all the possibilities -」というMissionのもと、企業規模の拡大に取り組んでまいりました。

なお、当社グループは、人材育成事業の単一の報告セグメントであります。経営成績の概況についてはセグメントに代えてサービス別に記載しております。

## 1. 法人向け教育

### <教室型研修>

教室型研修の当連結会計年度における売上高は、新規顧客においてマーケティング活動の成果により取引社数が拡大する傍ら、小規模な研修の実施等により顧客単価は想定よりも低く推移いたしました。一方既存顧客では、研修のオンライン化が定着したことに加え行動制限の解除を受け集合研修の実施が増加したことに加え、以前より注力している管理職向け研修についても案件数や取引額の拡大がみられたことにより堅調に売上高が成長いたしました。

以上の結果、教室型研修の売上高は、2,155,132千円(前年同期比3.6%増)となりました。

### <グローバル人材育成>

海外派遣型研修やビジネス英会話サービスの「ALUGO」を提供しているグローバル人材育成の当連結会計年度における売上高は、渡航制限の緩和を受け海外派遣研修が本格

的に再開されたことに加え研修のオンライン化が定着したことにより、好調に推移いたしました。

以上の結果、グローバル人材育成の売上高は、333,660千円(前年同期比31.7%増)となりました。

上記のとおり、法人向け教育はグローバル人材育成において海外派遣研修の本格的な再開による売上高の回復や、教室型研修の既存顧客の売上高が堅調に推移した一方、新規顧客の単価が想定よりも低かったことを受け、法人向け教育の当連結会計年度における売上高は2,488,793千円(前年同期比6.7%増)となりました。

## 2. etudes

### <etudes>

クラウド型eラーニングシステム「etudes」の当連結会計年度における売上高は、人材育成におけるeラーニングの有益性が企業へ浸透し、積極的にeラーニングを実施する企業が増加しているほか、営業活動の成果により当社のeラーニングが大口顧客に採用されるなどしたことからetudesサービスの売上高は順調に推移いたしました。

以上の結果、etudesの売上高は、374,737千円(前年同期比21.8%増)となりました。

## 3. その他

### <海外教室型研修>

当社の海外子会社が現地法人向けに提供している海外教室型研修の当連結会計年度における売上高は、現地への渡航制限の緩和のほか、現地での移動等の制限も緩和されたことを受け積極的な案件実施が可能となったことで順調に推移しました。

以上の結果、海外教室型研修の売上高は、165,364千円(前年同期比25.9%増)となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、3,028,896千円(前年同期比9.3%増)と前年同期に比べ256,711千円増加いたしました。

当連結会計年度の利益面においては、教室型研修を始めとする法人向け教育の売上高が順調に拡大した傍ら、渡航して実施する海外派遣研修が回復することで旅費交通費等の原価が増加したほか、外注講師費の増加等により売上原価率が想定よりも高くなったことにより、売上総利益は想定よりも低い水準となりました。

また、販売費及び一般管理費においては、新規顧客獲得の強化やetudesへの事業投資などを重点投資項目として位置づけ、人材の獲得や販売促進活動の強化を継続的に実施した結果、主に人件費等が増加した影響を受け、1,777,428千円（前年同期比15.4%増）となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における営業利益は85,017千円(前年同期比63.2%減)と前年同期に比べ145,738千円の減少、経常利益は84,847千円(前年同期比62.7%減)と前年同期に比べ142,734千円の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は、56,851千円(前年同期比65.9%減)と前年同期に比べ110,013千円の減少となりました。

なお、当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、49,481千円(無形固定資産を含む)となりました。主な内訳は、ソフトウェア 33,551千円となります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別	第18期 (2020年12月期)	第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)
売上高	1,819,626千円	2,396,234千円	2,772,184千円	3,028,896千円
経常利益又は 経常損失 (△)	△216,934千円	280,173千円	227,582千円	84,847千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△191,464千円	183,288千円	166,865千円	56,851千円
1株当たり 当期純利益又は当期純損失 (△)	△75.94円	72.59円	65.89円	22.4円
総資産	1,945,584千円	2,017,716千円	1,855,824千円	1,722,285千円
純資産	844,345千円	1,037,723千円	1,203,218千円	1,258,247千円
1株当たり純資産	334.58円	410.24円	474.50円	495.58円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### a. 親会社の状況

該当事項はありません。

##### b. 子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司 (中国)	100%	人材育成事業
Alue India Private Limited (インド)	100%	人材育成事業
ALUE SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	100%	人材育成事業
ALUE PHILIPPINES INC. (フィリピン)	100%	人材育成事業
ALUE TRAINING CENTER, INC. (フィリピン)	40.0%	人材育成事業

(注) ALUE TRAINING CENTER, INC.は、当社の出資比率は40.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

## (6) 対処すべき課題

当社は、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます。- all the possibilities -」というMissionに基づき、様々な業界、企業で活躍する人材を人材育成事業によって支援しております。

多くの企業において人材育成の必要性は認知されており、市場規模は安定的ではあるものの、投資対効果が見えづらいために、大きく成長する市場ではありませんでした。しかし、労働人口の長期的な減少を背景とした、労働生産性向上のニーズの高まりや、AI技術の革新による人の付加価値向上ニーズによって人材育成業界への期待は高まっています。この期待に応えるには『育成の成果』を明らかにし、より大きな投資に見合うサービスであるという認知の獲得が必要と考えております。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、多くの企業において在宅・テレワークが推進され、オンラインでの研修実施やeラーニングの利用が促進され、定着してきております。

そのような状況下で、当社の中長期でのさらなる事業成長や企業価値を向上させていくことは大変重要な課題であると認めております。

以上のことから対策として以下の施策を実施してまいります。

### 1. 新規顧客獲得の強化

当社は、国内の大企業法人が主要な顧客層であり、個別最適化されたソリューションを提供しながら顧客単価の向上を図ることで、事業の成長拡大を継続してまいりました。この取り組みにより既存の顧客基盤がこれまでより充実したことから、当事業年度より新規の顧客を獲得することによる事業規模の拡大に注力しております。

新規顧客獲得についての取り組みは、現在、当初想定していた規模での効果が出てはいないものの、マーケティング活動による顧客獲得は進んでおり獲得顧客に対して積極的な営業活動を実施しております。

今後につきましても、取引社数の拡大を推進し売上規模の拡大を通じて利益水準の向上を図ってまいります。

### 2. etudes事業への投資及びeラーニングへの投資

当社のクラウド型eラーニングシステム「etudes」は、eラーニングの視聴からeラーニング等の受講状況の管理や、効果測定等が総合的に可能なラーニングマネジメントシステム(LMS)となっております。今後当社の成長を実現するためには、この「etudes」システ



ムの機能開発や性能強化、認知度の向上がより重要となってまいります。そのため、当社は次世代の「etudes」の開発に引き続き取り組んでいくことや、様々なビジネスパートナーとの事業提携などを行いながら、積極的にマーケティング活動を実施することで、手軽に利用が可能な「etudes Plus」の利用拡大や「etudes」サービスの利用者数を増加させetudes事業の成長拡大に邁進してまいります。

### 3. 育成成果施策

当社は投資対効果を明らかにする育成の成果の可視化だけでなく、育成の成果を最大化するために、蓄積された測定データを活用し、顧客企業ごとに最適化されたサービス提供が必要と考えてまいりました。

そのために当社は、顧客ニーズに沿ったカスタマイズが必須であると考え、カスタマイズチームを持ち、蓄積されたノウハウやデータを活用して、顧客企業の課題を解決する育成ソリューションを今後も提供してまいります。

研修後、職場において受講生が自分の力で経験から学習し、成長を続ける力である自己成長力を高めることを目的としたWEBサービスの「自己成長力支援サービス」や、研修後の行動実践を促して振り返りによる改善を支援し、受講生・運営管理者にとっての「手軽さ」を追求したWEBサービスである「アクションプラン実践支援サービス」などを提供する「WorkPlaceサービス」を通し、顧客企業ごとに個別最適化された育成ソリューションを提供し、育成の成果の最大化を実現するためにソリューションに対する研究開発活動を継続してまいります。

### 4. 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社並びに各事業の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

今後は、当事業年度に認証を取得したISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）運用を通じ、データを安全で効率的に管理する体制の強化をさらに進めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

法人顧客の従業員に対する、「人材育成事業」を行っております。

(8) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号
関西支社	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号
名古屋支社	名古屋市中区錦二丁目19番1号
艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司（中国）	中華人民共和国上海市
Alue India Private Limited（インド）	Gurugram Haryana India
ALUE SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）	NORTH BRIDGE RD Singapore
ALUE PHILIPPINES INC.（フィリピン）	Makati City Philippines
ALUE TRAINING CENTER, INC.（フィリピン）	Makati City Philippines

(9) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

期末従業員数	前連結会計年度末比増減
194名	4名

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時雇用者数（パートタイマー及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2023年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	85,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	53,348千円
株式会社りそな銀行	50,000千円
株式会社商工組合中央金庫	25,800千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

### 株式の状況

- |             |      |            |
|-------------|------|------------|
| a. 発行可能株式総数 | 普通株式 | 8,000,000株 |
| b. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,554,400株 |
| c. 株主数      |      | 769名       |
| d. 大株主      |      |            |

株主名	持株数	持株比率
落合文四郎	802,000株	31.6 %
株式会社フォーティーシクスアズ	442,200株	17.4 %
池田祐輔	93,700株	3.7 %
新井友行	91,200株	3.6 %
アルー社員持株会	81,892株	3.2 %
稲村大悟	67,200株	2.6 %
重村尚史	66,300株	2.6 %
J P モルガン証券株式会社	54,900株	2.2 %
株式会社こやの	54,500株	2.1 %
松井証券株式会社	50,600株	2.0 %

- (注) 1. 当社は自己株式15,444株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

### e. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,800株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2016年12月22日	2017年12月19日
新株予約権の対象者	当社の取締役及び従業員	当社の取締役及び従業員
新株予約権の数	467個	128個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 46,700株	当社普通株式 12,800株
新株予約権の払込金額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使金額	500円	500円
権利行使期間	2018年12月23日から 2026年12月22日まで	2019年12月20日から 2026年12月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)
役員の保有状況	対象者	取締役(注2)
	新株予約権の数	420個
	保有者数	1人

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
  - ②前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有していません。
3. 当社は2018年9月11日付で普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「権利行使時1株当たりの行使金額」は調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	落 合 文四郎	
取 締 役	池 田 祐 輔	執行役員 新領域開発管掌 新領域開発部長
取 締 役	稲 村 大 悟	執行役員 コーポレート管掌
取 締 役	西立野 竜 史	株式会社NEUTRON 代表取締役社長
監 査 役	荒 幡 義 光	
監 査 役	富 永 治	公認会計士富永治事務所 所長
監 査 役	和 田 健 吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ 代表取締役 エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表 株式会社じげん 監査役 クラウドエース株式会社 監査役 株式会社Gunosy 監査役

- (注) 1. 取締役西立野竜史は、社外取締役であります。  
 2. 監査役荒幡義光、富永治及び和田健吾は、社外監査役であります。  
 3. 当社は取締役西立野竜史、監査役荒幡義光、富永治及び和田健吾を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役富永治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。和田健吾は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社では、業務執行をより機動的に行い、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。上記の取締役を除く執行役員は2名で高木康平と東ゆかりです。

##### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

#### a. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員

#### b. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

#### a. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	61,094 (4,800)	58,732 (4,800)	— (—)	2,362 (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,808 (14,808)	14,808 (14,808)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	75,902 (19,608)	73,540 (19,608)	— (—)	2,362 (—)	7 (4)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 e. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年3月27日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額10,000千円以内、株式数の上限を14,500株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。

3. 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3

名) です。

4. 業績連動報酬等につきましては、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。業績連動報酬等の額は、別途定めた報酬テーブルにより当連結会計年度の単年度連結営業利益の4%を上限原資とし、個人別の額については各取締役に対する評定に基づき決定しております。当連結会計年度の営業利益の金額については、連結損益計算書に記載のとおりです。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。
6. 上記の他に前事業年度に係る業績連動報酬230千円を取締役2名に支給しております。

#### b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法

##### (役員報酬等に関する基本方針)

当社の役員報酬については、事業を成長させる優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること、役員成果創出にコミットメントする動機づけを高める報酬体系であること、報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとするを基本方針としております。

##### (社内取締役の報酬等の算定方法及び決定に関する方針)

当社の社内取締役の報酬の算定方法及び決定に関する方針は、基本方針を基に外部のデータベースサービスをもとに国内の同業種や同規模企業の役員報酬水準をベンチマークとしたうえで、別途定める報酬テーブルに準じて決定した金銭を基本報酬として、同様に譲渡制限付株式を長期のインセンティブとして、報酬テーブルに個々の成果に応じた評価を反映した金銭を業績連動報酬として支給することとしております。業績連動報酬については、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。

報酬構成のイメージは以下のとおりです。

	支給方法	業績連動指標
基本報酬	金銭	—
業績連動報酬	金銭	単年度連結営業利益
譲渡制限付株式報酬	譲渡制限付株式	—

報酬の決定に関しては、上記方針により算定される金額について取締役会より代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

(社外取締役の報酬)

独立性を確保する観点から、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

(監査役の報酬)

取締役の監督にあたる役割であり、その職務に鑑みて業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、監査役会において協議のうえ決定されるものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社との関係
取締役	西立野竜史	株式会社 N E U T R O N	代表取締役社長	特別の関係はありません。
監査役	富永 治	公認会計士富永治事務所	所 長	特別の関係はありません。
監査役	和田 健吾	株式会社エイ・アイ・パートナーズ	代 表 取 締 役	特別の関係はありません。
		エイ・アイ・パートナーズ 税 務 会 計 事 務 所	代 表	
		株 式 会 社 じ げ ん	監 査 役	
		クラウドエース株式会社	監 査 役	
		株 式 会 社 G u n o s y	監 査 役	

b. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西立野竜史	当事業年度中に開催された取締役会21回のうち全て出席し、主に出身分野である戦略コンサルティングファームを通じて培ったコンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見から適宜発言を行っております。
監査役	荒幡 義光	当事業年度中に開催された取締役会21回のうち全て、監査役会22回のうち全て出席し、主に金融機関及び上場企業において培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役	富永 治	当事業年度中に開催された取締役会21回のうち全て、監査役会22回のうち全て出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。
監査役	和田 健吾	当事業年度中に開催された取締役会21回のうち全て、監査役会22回のうち全て出席し、主に公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,112千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,112千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2,143千円を支払っております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。

- b. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コンプライアンス等管理委員会」を設置する。
  - c. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施するほか、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
  - d. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内及び社外に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。
  - e. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
  - f. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
  - g. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
  - b. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス等管理委員会を設置する。
  - b. リスク・コンプライアンス等管理委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。
  - c. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
  - d. 内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 原則として、月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
  - b. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
  - c. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役及び取締役会で選任された執行役員は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。
  - d. 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総合的な事業の発展を図るために、「関係会社管理規程」において、関係会社に関する管理上の基本事項を定め、管理を行うとともに、状況に応じて、取締役及び監査役を派遣し、経営状況の把握、業務の適正を推進する。
  - b. 子会社を統括する所管部門を設置し、経営目標を達成できるよう管理指導を行い、一定の職務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認又は報告を行う体制とする。
  - c. 子会社は、所管部門の指導の下、職務執行を適正かつ効率的に行える体制を整備する。
  - d. 監査役及び内部監査部門は、子会社の監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督の下、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
  - b. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
  - b. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるものとし、適宜監査役会へ報告する。
  - c. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役並びに使

用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、原則として月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
- b. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性と効率性の確保を図る。
- c. 監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、当社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務遂行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は22回、リスク・コンプライアンス等委員会は6回開催いたしました。
2. 監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり7円の配当を予定しております。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年1回を基本方針としております。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数並びに比率は、表示単位未満を切捨てております。

連結貸借対照表  
(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,526,928</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>409,053</b>
現金及び預金	986,862	買掛金	38,483
売掛金	465,114	1年内返済予定の長期借入金	161,196
仕掛品	904	未払金	94,262
未収還付法人税等	1,283	未払費用	21,656
その他	72,762	未払法人税等	2,748
<b>固 定 資 産</b>	<b>195,357</b>	契 約 負 債	29,105
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>21,512</b>	そ の 他	61,601
建物附属設備	40,371	<b>固 定 負 債</b>	<b>54,984</b>
減価償却累計額	△21,801	長 期 借 入 金	52,952
建物附属設備(純額)	18,569	そ の 他	2,032
その他	45,403	<b>負 債 合 計</b>	<b>464,038</b>
減価償却累計額	△42,460	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他(純額)	2,943	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,210,943</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>98,628</b>	資 本 金	365,280
ソフトウェア	64,859	資 本 剰 余 金	346,218
のれん	4,162	利 益 剰 余 金	515,302
その他	29,605	自 己 株 式	△ 15,857
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>75,216</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>47,303</b>
差入保証金	56,412	為替換算調整勘定	47,303
繰延税金資産	9,116		
その他	9,687	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,258,247</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,722,285</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,722,285</b>

# 連結損益計算書

〔2023年1月1日から  
2023年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,028,896
売上原価		1,166,449
売上総利益		1,862,446
販売費及び一般管理費		1,777,428
営業利益		85,017
営業外収益		
受取利息	41	
助成金収入	3,990	
その他の	924	4,955
営業外費用		
支払利息	1,971	
為替差損	2,924	
その他の	229	5,126
経常利益		84,847
特別利益		
投資有価証券売却益	293	293
特別損失		
固定資産除却損	705	705
税金等調整前当期純利益		84,435
法人税、住民税及び事業税	11,847	
法人税等調整額	15,736	27,583
当期純利益		56,851
親会社株主に帰属する当期純利益		56,851

## 連結株主資本等変動計算書

〔2023年1月1日から〕  
〔2023年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2023年1月1日残高	365,280	345,280	476,200	△19,143	1,167,618	35,600	35,600	1,203,218
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△17,750		△17,750			△17,750
親会社株主に帰属 する当期純利益			56,851		56,851			56,851
自己株式の処分		938		3,285	4,224			4,224
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						11,703	11,703	11,703
連結会計年度中の変動額合計	—	938	39,101	3,285	43,325	11,703	11,703	55,028
2023年12月31日残高	365,280	346,218	515,302	△15,857	1,210,943	47,303	47,303	1,258,247



## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司

Alue India Private Limited

ALUE SINGAPORE PTE. LTD.

ALUE PHILIPPINES INC.

ALUE TRAINING CENTER, INC.

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

PT.ALUE INDONESIA

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

PT.ALUE INDONESIA

#### (2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微である、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産  
建物附属設備 定額法 主な耐用年数3～18年
- ②無形固定資産  
ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。
- ②役員賞与引当金  
役員への業績連動報酬の支払に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する各サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

- ①法人向け教育  
法人向けに研修サービスの提供を行うことを履行義務としております。当該履行義務は、研修サービスを顧客に納品する一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。
- ②e t u d e s  
法人向けにeラーニングシステムのプラットフォームの提供を行うことを履行義務としております。  
月契約のASPサービスや保守運用サービスは、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。また、ASPサービスを契約している顧客先に対してコンテンツ等の制作物を納品する場合には、顧客の検収完了の一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。
- ③海外教室型研修  
当社の海外子会社が現地法人向けに研修サービスの提供を行うことを履行義務としております。当該履行義務は、研修サービスを顧客に納品する一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	2,554,400	—	—	2,554,400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	17,750	利益剰余金	7	2022年12月31日	2023年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当金額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	17,772	利益剰余金	7	2023年12月31日	2024年3月27日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 59,500株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に教育研修サービスの提供を行うため、銀行借入により資金調達をしております。

資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容とそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金はすべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、新型コロナウイルス感染症拡大に備えた資金及び当社グループの所要資金として調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、年齢調べを実施し定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金のうち変動金利による銀行借入を行っているものについては、支払金利の変動リスクに晒されております。支払金利の変動リスクを抑制するために、複数の金融機関と取引をしており、支払金利の抑制に努めております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動リスクに晒されておりますが、日次業務として手元資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	56,412	56,317	△94
資産計	56,412	56,317	△94
(1) 長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	214,148	214,148	—
負債計	214,148	214,148	—

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	—	56,412	—	—
合計	—	56,412	—	—

(※3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	161,196	52,952	—	—	—	—
合計	161,196	52,952	—	—	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	56,317	—	56,317
資産計	—	56,317	—	56,317
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	214,148	—	214,148
負債計	—	214,148	—	214,148

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は全て変動金利によるものです。変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。



(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	一時点で移転される財 又はサービス	一定の期間にわたり 移転されるサービス	合計
法人向け教育	2,488,793	—	2,488,793
e t u d e s	270	374,467	374,737
海外教室型研修	165,364	—	165,364
顧客との契約から生じる収益	2,654,428	374,467	3,028,896
外部顧客への売上高	2,654,428	374,467	3,028,896

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解する為の基礎となる情報

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、履行義務を充足してから対価を受領する期間までの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	— 千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	— 千円
契約負債 (期首残高)	26,554 千円
契約負債 (期末残高)	29,105 千円

(注) 主にe t u d e s サービスにかかる顧客からの前受収益に関連するものになります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	495円58銭
1株当たり当期純利益	22円40銭

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2024年1月31日に株式会社エナジースイッチ（以下「エナジースイッチ社」という）の発行済株式の全部を2024年4月1日付で取得する株式譲渡契約を締結しました。

1. 株式取得の目的

エナジースイッチ社は、2008年7月に設立され、「まだ見ぬベストフィットを探し、人と組織が元気になるスイッチを入れる。」ことをMissionに掲げ、「プロイズム」を軸に、徹底した「カスタマイズ」「カスタマーイン」という考え方を基に、人材育成や組織開発という企業経営の根幹について日本の大手企業を中心にサービスを展開しております。

当社は、エナジースイッチ社の持つ顧客基盤へ当社サービスの提供を行うことによる販路拡大を通し、より事業の成長を促進していけるものと考えております。また、エナジースイッチ社は「ダイバーシティ&インクルージョン」に特に強みと知見を有することから、当社の顧客にこれらの強みを活かしたコンテンツの提供を行うことによる相乗効果にも大きな期待を寄せております。そのため、本株式取得により既存事業である法人向け人材育成事業との相互連携の実施によるシナジー効果によって当社のさらなる発展を実現できるものと考えております。

2. 株式取得の相手先

平川明日香

3. 株式を取得（子会社化）する会社の概要

- ①名称 : 株式会社エナジースイッチ
- ②事業内容 : 企業内人材育成プログラムの実施  
組織活性化支援の企画・運営  
人事組織コンサルティング事業
- ③規模 : 資本金10百万円（2024年1月31日時点）

#### 4. 株式取得の日程

- ①株式譲渡契約日 : 2024年1月31日
- ②株式取得日 : 2024年4月1日(予定)

#### 5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

- ①取得前の所有株式数 : ー株(持分比率: ー%)
- ②取得予定株式数 : 450株
- ③取得価額: 143百万円  
実際の取得価額は株式譲渡契約に定められた価格調整等により確定いたします。
- ④取得関連費用概算額: 13百万円
- ⑤取得後の所有株式数 : 450株(持分比率: 100%)

#### 6. 資金の調達方法

自己資金(予定)

貸借対照表  
(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,353,965</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>383,153</b>
現金及び預金	845,767	買掛金	38,322
売掛金	449,701	1年内返済予定の長期借入金	161,196
仕掛品	904	未払金	91,205
前払費用	41,379	未払費用	18,747
その他	16,212	契約負債	19,972
<b>固 定 資 産</b>	<b>284,085</b>	預り金	24,853
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,571</b>	その他	28,855
建物附属設備	34,518	<b>固 定 負 債</b>	<b>54,984</b>
減価償却累計額	△17,772	長期借入金	52,952
建物附属設備(純額)	16,746	その他	2,032
工具、器具及び備品	23,050		
減価償却累計額	△21,225	<b>負 債 合 計</b>	<b>438,138</b>
工具、器具及び備品(純額)	1,824	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>93,937</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,199,912</b>
ソフトウェア	64,859	資本金	365,280
のれん	4,162	資本剰余金	346,218
その他	24,914	資本準備金	345,280
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>171,575</b>	その他資本剰余金	938
関係会社株式	101,895	利益剰余金	504,270
長期前払費用	1,637	その他利益剰余金	504,270
差入保証金	51,222	繰越利益剰余金	504,270
繰延税金資産	8,770	自己株式	△15,857
その他	8,050	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,199,912</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,638,050</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,638,050</b>

損益計算書  
〔2023年1月1日から  
2023年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,864,044
売 上 原 価		1,194,339
売 上 総 利 益		1,669,704
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,615,149
営 業 利 益		54,555
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
助 成 金 収 入	3,990	
為 替 差 益	421	
そ の 他	718	5,162
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,971	1,971
経 常 利 益		57,745
特 別 利 益		
有 価 証 券 売 却 益	293	293
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	644	644
税 引 前 当 期 純 利 益		57,394
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,986	
法 人 税 等 調 整 額	16,521	21,508
当 期 純 利 益		35,886

## 株主資本等変動計算書

〔2023年1月1日から  
2023年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					繰 越 利 益 剰 余 金			
2023年1月1日残高	365,280	345,280	—	345,280	486,134	△19,143	1,177,552	1,177,552
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△17,750		△17,750	△17,750
当期純利益					35,886		35,886	35,886
自己株式の処分			938	938		3,285	4,224	4,224
事業年度中の変動額合計	—	—	938	—	18,136	3,285	22,360	22,360
2023年12月31日残高	365,280	345,280	938	346,218	504,270	△15,857	1,199,912	1,199,912

## 個別注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

建物附属設備 定額法 主な耐用年数 3～18年

工具、器具及び備品 定率法 主な耐用年数 4～15年

#### (2) 無形固定資産

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②役員賞与引当金

役員への業績連動報酬の支払に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

### 4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）  
該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額  
営業取引 142,441千円  
営業取引以外の取引 20千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	18,644	—	3,200	15,444

(変動事由の概要)

減少数の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 3,200株



(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	17,249千円
敷金償却	2,365 //
株式報酬費用	2,906 //
事業税	2,040 //
未払費用	722 //
資産調整勘定	1,837 //
その他	1,330 //
繰延税金資産小計	<u>28,453千円</u>
評価性引当額	<u>△17,249 //</u>
繰延税金資産合計	<u>11,203千円</u>

繰延税金負債

保険積立金	<u>△2,432千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,432 //</u>
繰延税金資産純額	<u>8,770千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解する為の基礎となる情報については連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	472円60銭
1株当たり当期純利益	14円14銭

(重要な後発事象に関する注記)

重要な後発事象に関する注記については連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

アルー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルー株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月1日

アルー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルー株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月開催の監査役会において、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行う他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に対面、或いはオンライン形式で出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、随時質問及び意見を述べました。また、重要な会議議事録及び議決書類等の決裁書類等を読み、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築・運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行うと共に、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、品質管理に関する新たな国際基準（国際品質マネジメント基準第1号、ISOQM1）等の要求事項を満たすKPMGインターナショナルの方針及び手続を適用するとともに、企業会計審議会が公表する監査基準、監査に関する品質管理基準、監査における不正リスク対応基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備・運用についても継続的な改善が図られているものと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人の職務が適正に実施されていることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2024年3月4日

ア ル ー 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役) 荒 幡 義 光 印

社 外 監 査 役 富 永 治 印

社 外 監 査 役 和 田 健 吾 印

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。かかる基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円 総額17,772,692円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年3月27日(水)

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数
1	おちあいぶんしろう 落合文四郎	1977年 3月22日	2001年4月	(株)ポストン・コンサルティング・グループ 入社	1,244,200株 (注) 2
			2003年10月	当社設立 代表取締役社長（現任）	
			2022年11月	京都大学 経営管理大学院特命教授	
2	いけだゆうすけ 池田祐輔	1978年 6月25日	2001年4月	A.T.カーニー(株) 入社	93,700株
			2003年10月	当社設立 取締役	
			2006年8月	(株)ファーストキャリア 社外取締役	
			2009年7月	取締役 教育研修事業部長	
			2011年7月	取締役 商品開発部長	
			2013年4月	取締役 インスタラクショナルデザイン部長	
			2014年4月	取締役 新規事業開発企画室長	
			2016年1月	取締役 執行役員 商品開発部長	
			2017年1月	取締役 執行役員 商品開発管掌・納品管掌	
			2018年1月	取締役 執行役員 教育研修事業管掌	
			2019年1月	取締役 執行役員 商品開発管掌	
			2020年11月	取締役 執行役員 社長室管掌 社長室長	
2023年10月	取締役 執行役員 新領域開発管掌 新領域開発部長（現任）				

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数
3	いなむらだいご 稲村大悟	1977年 5月26日	2002年10月	朝日監査法人 入所 (現 有限責任 あずさ監査法人)	67,200株
			2006年7月	公認会計士登録	
			2006年8月	当社入社 コーポレート部マネージャー	
			2012年7月	中国企画室長 (兼務)	
			2013年7月	コーポレート部長	
			2015年7月	執行役員 コーポレート部長	
			2016年10月	取締役 執行役員 コーポレート部長	
			2017年1月	取締役 執行役員 海外事業開発管掌、 コーポレート管掌	
			2018年1月	取締役 執行役員 コーポレート管掌 コーポレート部長	
			2023年1月	取締役 執行役員 コーポレート管掌 (現任)	
4	にしたてのりゅうじ 西立野竜史	1974年 10月8日	2001年4月	(株)ポストン・コンサルティング・グループ 入社	一株
			2006年10月	ベインキャピタル・プライベート・エクイ ティ・アジア・LLC 入社	
			2008年5月	TPGキャピタル(株) 入社	
			2010年1月	アクソンホールディングス(株) (現 (株)NEUTRON )設立 代表取締役社長 (現任)	
			2010年11月	イオン(株) 顧問	
			2013年4月	(学)東京理科大学 理事長特別補佐・特任教授	
			2017年7月	当社 社外取締役 (現任)	
			2021年9月	(株)メタシフト (現 (株)one shot) 代表取締役社長	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 落合文四郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社フォーティーシックスが所有する株式数を含んでおります。  
3. 落合文四郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
4. 西立野竜史氏は社外取締役候補者であります。また、当社が定める独立性基準を満たしており、出身分野である戦略コンサルティングファームを通じて培ったコンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 西立野竜史氏は現在当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって6年8か月となります。
6. 当社は西立野竜史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は西立野竜史氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。
  - (1) 補填の対象となる保険事故の概要被保険者である役員が、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。
  - (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合全額会社負担としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2023年3月29日開催の第20期定時株主総会において補欠監査役に選任された野口敏彦氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有株式数
のぐちとしひこ 野口敏彦	1981年 7月2日	2006年10月	柳田野村法律事務所入所 (現 柳田国際法律事務所)	一株
		2012年10月	(株)大和証券グループ本社 出向 (~2015年10月。以降、柳田国際法律事務所)	
		2017年2月	中島・宮本・溝口法律事務所 入所 (現 銀座数寄屋通り法律事務所)	
		2022年7月	弁護士法人龍馬あおやま事務所 入所 (現任)	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 野口敏彦氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 野口敏彦氏が社外監査役として就任した場合、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定であります。  
 4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役との責任限定契約について  
 (1) 社外監査役候補者の選任理由  
 野口敏彦氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しており、その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、野口敏彦氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
 (2) 社外監査役との責任限定契約について  
 野口敏彦氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。  
 ・会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。  
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。  
 5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害が填補されます。当該保険は2024年12月に更新する予定であります。なお、野口敏彦氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。

## <株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案から第9号議案までは、株主様1名（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。議案の件名、提案内容につきましては、本提案株主から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

### 第4号議案 2018年に株式公開した際の公募価格1370円にて、経営陣による株式の公開買い付けを行い、上場廃止をすることを提案します。

#### (1) 提案内容

2018年に上場して5年、現在の株価は公募価格の半分近くで推移しております。現在東京証券取引所のグロース市場の維持基準が、当社のケースにおいては2028年に時価総額40億円が上場維持基準に最低ラインになっていますが、その後の東京証券取引所の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」にてその基準の厳格化が話されており、上場維持基準の最低ラインが時価総額100億から150億円になる可能性があります。当社の現在の時価総額を見ると確実に上場廃止基準に当てはまると思われまます。

当社は、上場時に掲げていた英語事業、AI事業も頓挫し、上場した2018年期から2023年期までで売上が30%ぐらいいし成長しておらず、2023年3月30日提出した「事業計画と成長可能性に関する説明資料」に出した中期事業計画で掲げた今期の計画も下方修正をし、中期事業計画自体も取り下げました。このような企業に対して、機関投資家及び一般投資家も期待することもなく、現在の時価総額及び一日あたりに出来高が今後も改善するように思えません。

また、当社が上場後に起こした資本面のアクションとして、ベンチャーキャピタルのドリームインキュベーターが上場後に売却した株式を自己株式として取得、そして、取得した自己株式の一部を数年前から毎年取締役、執行役員に付与しただけです。上場後社員にストックオプション付与もなく、上場後参加した株主利益と同じベクトルに向かうようなインセンティブ制度も作ろうとしませんし、コロナが発生した際に同業他社がすぐにオンラインなどに切り替えた中、一番の繁忙期を無策で迎えて多大な損失を発生させたときにもデットファイナンスのみでした。上場してからの当社の資本政策及び経営陣のリスク許容度を鑑みると、今後もエクイティファイナンスを使うこともないと判断できるため資本面で上場しているメリットが全く見えません。

もし上場維持し続けるのであれば、株価対策、出来高数の増加を狙った施策をしないのかと数年前から質問をしてきましたが、毎回事業を成長させることが最善の施策だとしてご回答いただいております。ご回答とは裏腹に当社が提出している決算説明資料等から研修事業の新規開拓数が毎期目標値に達成していないのとetudesの伸び率が目標以下で将来の売上成長が鈍化する可能性があるため、落合文四郎氏と池田祐輔氏の長文noteやX（旧Twitter）投稿や交流会参加に数百時間以上使うのを辞めて、市況環境、商品開発、営業組織及び進捗管理などの実際の経営業務に集中してくれと要望をだしてました。しかし、ご面談した時に落合文四郎氏から事業は順調に進んでいて問題ないと強く説明があったために、x（旧Twitter）の投稿継続についての指摘を辞めました。今回の下方修正と中期事業計画の取り下げとなり、実際事業は順調ではなかったのです。

このように投資家の期待を裏切る行為をしているにもかかわらず、経営陣は全く意に介さない態度を取り続けております。未だに落合文四郎氏はx（旧Twitter）で当社では実現できていない経営ティップスをbotのように語り、池田祐輔氏は会社のためか個人的のためなのかかわからない交流会や飲み会に参加し続けております。このように立ち上げた新規事業を継続する、掲げた事業計画に対しての達成する意思がなくその責任を取らずに私的な活動を優先する経営陣に対して、機関投資家及び個人投資家は魅力を感じる事がなく、上場維持基準が達成されることはないでしょう。そのため、自ら早期に上場廃止することによって、新たな個人投資家がすぐに取り下げる事業計画を出してくる当社経営陣に惑わされ当社株式に投資する機会を減らすためにも、上場廃止を提

案します。これは、落合文四郎氏が、創業当初に掲げた「日本の生産性を高める」という意味でも、社員、投資家が当社株式を買わないことにより、日本の資本の生産性を高めるという意味で貢献するのではないのでしょうか。

また、公募価格で上場廃止することについては、現在当社の執行役員の高木氏に至っては報酬として自己株式を取得することによって100万円以上損失を被っている方もいますし、当社に10年以上勤務して付与されたストックオプションで得られる利益が、付与時から現在までの日経平均株価の値上がり率よりも著しく低い状況です。当社の売上規模が10億未満の頃から入社し当社の成長を担った執行役員、社員に対して、経営陣が感謝の念があるのであれば、落合文四郎氏と池田祐輔氏が売出をした公募価格で買い取り、一定の利益を出させてあげ、今まででの貢献への報酬として与えるべきなのではないのでしょうか。

前回経営陣の見解で、パブリックカンパニーの維持する理由として、知名度向上、充実な資金調達、優秀な人材の確保及び大企業と取引するうえでの透明性及び継続性が担保されることを挙げておりました。但し、当社をネット検索するとわかりますが、メディア露出数は上場前と比べて現在のほうが少ないので一般的な知名度も低いままですし、逆に投資家からは公募価格より半値で推移し、中期事業計画はすぐに取り下げる悪名高き上場ゴール企業としてのマイナス面での知名度が向上しております。次に、現在の時価総額だと機関投資家も手が出しづらく資金調達方法は限られており、政府のスタートアップや中小企業支援制度が充実してきているため未上場化し、プライベートエクイティファンドなどを利用したほうがより柔軟な資金調達ができます。人材に関しても当社が上場した後に入社した社員が執行役員や取締役に就任することもないので質の部分においても、上場前の従業員数の増加数と比べても上場後大幅に伸びたという量的な部分においても裏付けがありません。また、大企業との取引を見るうえで上場企業を維持することでその透明性と継続性が担保されるとのことでありますが、上場後に当社の大手企業との取引が大幅に増えた傾向もみられません。決算資料見る限り、上場する2018年度までに獲得した法人との取引が20億円近くあり、名称が変わっているので正確に同じかはわかりませんが2022年度の教室型法人研修は20億7千万と、上場前と上場後で変わってなく、上場したから新規開拓あるいは売上増加ができていない様子が見受けられません。

このように当社から回答する上場理由も客観的なものも少なく上場維持の施策も明確でもない中、上場し続けることは今後も社員、株主、またグロース市場に上場し成長を続けている他の素晴らしい企業にも迷惑がかかるため、経営陣の株式の公開買い付けより上場廃止をお願いします。社員、株主に対して誠意を見せてください。

## (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、株式上場を行うことで個人企業からパブリックカンパニーへと転身することにより、より充実した資金調達や知名度の向上、それによる優秀な人材の確保や事業提携・M&Aの案件増加等の多大なる恩恵を受けております。また、大企業向け教育事業を推進するうえでも、上場企業として継続性・透明性が担保されていることは、顧客からの信頼獲得において大いにプラスであると考えております。

そのため、現時点では、今後の当社の発展や事業継続のためにも、上場廃止は適切ではないと判断いたします。

なお、本提案につきましては、「自己株式の取得」以外の事項は株主総会決議事項ではないものの、当該事項につきましては、いわゆる勧告的決議に係る議題・議案として採り上げるものであります。

(なお、本株主提案の提案理由において、当社取締役が私的な活動を優先しているとの記載がありますが、業務に支障が生じない時間に行っているものであります。)



## 第5号議案 社名を「OCHIAIANDCO.」に変更することを提案します

### (1) 提案内容

当社は、上場以降社員も株主もその恩恵を受けておりません。恩恵を受けたのは、落合文四郎氏とその昔からの仲間のみです。まず、恩恵を受けたのは、上場時に現在の2倍以上の公募価格で売却できた落合文四郎氏、池田祐輔氏そしてドリームインキュベーター。次に、上場時に掲げた新規事業は頓挫、コロナ時には対応が遅れて当社に大きな損失を被らせて、直近立てた事業計画は取り下げても、継続的重任され10%ぐらいの成果報酬がなくなるだけの高額報酬をもらい続けている経営陣です。

当社社員は、一人当たり売上、一人当たりの総利益も上場している同業他社と比較しても少なく、売上成長率も低く、新規事業も立ち上がらない当社において成長機会を失い、長年働いたことによる報酬であるストックオプションも社員持株会でも日経平均と比べても資産を増やすことができておりません。給与自体についても、有価証券報告書を見る限り、2018年社員の平均年齢34.8歳、平均勤続年数4.6年、平均年間給与633万円、2022年平均年齢36.9歳、平均勤続年数5年、平均年間給与665万円です。平均年齢が6%、平均勤続年数が8%上昇しているのに対して平均年間給与は5%しか上昇していない中、取締役全体の報酬額は2018年の5,592万円から2022年の6,906万円と23%増加しております。特に社外取締役の西立野竜史氏の報酬は360万円から480万に33%も増えております。

当社が新規事業も立ち上がり、既存事業も低成長により当社社員に十分な給与及び報酬を与えられていない状況なのにも関わらず、落合文四郎氏は閲覧数が少ない長文noteやx(旧twitter)で自らができていない経営ティップスを語り、池田祐輔氏も下方修正が出された前日に飲み会に参加し、会社の貴重な経営資源である経営陣の時間を浪費しております。当社に入社してくれた社員の幸せを考えるのであれば、経営陣は自らの時間をできるだけ事業が成長することに傾けると思うのですが、落合文四郎氏とその仲間の池田祐輔氏は自分たちのことだけを考えているとしか思えないのです。

また、当社株主は、上場当時から実現不可能な新規事業、事業計画を実現できるような口ぶりで説明されたのにもかかわらず、すぐに取り下げられ株価暴落して損失を被っております。上場時に当社の新規事業に期待を持った株主、2023年2月の決算説明を聞いて購入した株主は、投資した半分以下の株価になり損失を被っております。これが当社の社員及び株主の現状です。

夢や希望のある若い方が当社の建前のビジョンやミッションに共感して間違っても当社に就職しないよう、年金や限られた貯金を使っているかもしれない投資家が間違っても当社に投資しないように、当社の名前を「OCHIAIANDCO.」に変えることで、当社が落合文四郎氏とその近しい仲間を優先している会社として周知させたほうがよいのではないのでしょうか。

### (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

2006年に現在の社名に変更し、以来、サービスの品質向上に努めてきており、顧客からの信頼が積みあがってきているとともに、当社のミッション「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます - all the possibilities make your story unique-」を由来とした社名であることから、現在の商号がふさわしいと考えており、変更は適切ではないと考えております。

## 第6号議案 取締役の報酬の減額の件

### (1) 提案内容

当社は今期下方修正および中期事業計画を取り下げて当社の株価を暴落させております。上記でも記載している通り、2年半以上にかけて、落合文四郎氏と池田祐輔氏に、SNSや交流会などに時間を割くのではなく、現状の売上成長率の低さを反省し事業に直結することに集中してくださ

いと要望しておりました。ただし、その要望は届くことなく、それらの事業と直結しない活動を継続し下方修正および中期事業計画の取り下げという結果になりました。落合文四郎氏、池田祐輔氏が危機感なく経営をしている原因は、落合文四郎氏と池田祐輔氏が上場前に社員、従業員持株会に売却、公募増資時に売出したことにより一定の資産を形成し、落合文四郎氏が株式を過半数近く持つ株主総会で、取締役重任の否認をされなくし役員報酬も基本報酬を90%近くにして経営陣が自らを安全圏に身を置いているためだと思っています。コロナを無策で迎えて当社に大きな損失を被らせた年度も同じく90%の基本報酬はもらっていました。グロース市場に上場している会社と比較した場合当社の役員報酬の基本報酬部分が高いと指摘した際にも、同規模の同業他社と同じくらいの報酬と設計していると回答いただきました。但し、当社は成長を求められるグロース市場に上場しているにも関わらず、5年で30%の売上増と言う低成長、上場時に掲げた事業は頓挫、少し目標高くした事業計画を出した半年ぐらいで取り下げて、社員、株主に迷惑をかけております。しかも、当社のサービス成約から売上計上にかかるスパンを考えれば、細かい数値はわからなくても下方修正が出るであろうとわかる9月に2回投資家セミナーを行い、その中であたかも実現できるような口ぶりで中期事業計画を説明しております。当社が報酬の参考としている同規模の同業他社は、株式を保有する社員、株主に対して当社経営陣みたいな不誠実の事をしているのでしょうか。上場時に公募価格で売却し資産を得た落合文四郎氏と池田祐輔氏と違い、多くの社員が上場により利益を得ておらず、日経平均が史上最高値を目指そうとしている中、下方修正による暴落で自ら保有する当社株式及び従業員持株会で保有する株式の価値を毀損しております。インフレーションで物価が高くなる中、彼らの成果と関係なく経営陣の危機意識のない怠慢により実質の減俸を受ける結果になっております。もし、経営陣が当社社員に対して申し訳ないという気持ちがあれば、自ら減額などの自省的なアクションをすると予想しておりましたが、株主総会で落合文四郎氏の一言でほぼ決まる株主総会で勝ると見込んでないのでしょいか、何もアクションを起こしませんでした。当社社員は立場上当社経営陣のその不誠実な対応を糾弾できないですし、社外取締役の西立野竜史氏も落合文四郎氏側の人間で少数株主の権利を主張する行動をされているかわからない状況です。そのため、社員、少数株主の代表として役員報酬の減額を提案させていただきます。是非、社員や株主に対して誠意を見せてください。

## (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社の取締役報酬は、金銭報酬につき、2017年3月29日開催の第14期定時株主総会において、年額1億円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）につき、2020年3月27日開催の第17期定時株主総会において、年額1,000万円以内とご承認いただいております。また、当社の役員報酬については、事業を成長させる優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること及び役員の成果創出にコミットメントする動機づけを高める報酬体系であること等を基本方針としていますが、同程度の規模の会社の報酬水準等と比較しても、現在の取締役報酬枠は、上記の基本報酬に適したふさわしい金額であると考えております。

## 第7号議案 取締役池田祐輔氏の退任要求

### (1) 提案内容

池田祐輔氏は共同創業者の一人であり、当社が上場するまでの成長に貢献してきた方だと思いますが、現在の当社の取締役としてふさわしい方ではないと判断し提案させていただきます。

池田祐輔氏は創業当時オールラウンドプレーヤーとして様々な業務を任せてきましたが、上場前後から当社が組織化、より専門性を必要になるにつれて、能力を発揮できていないように思われます。それは、2016年以降で6回も彼の管掌するエリアが変わっているからです。2024年1月の発表の人事において、落合文四郎氏が法人向け教育事業とetudes事業を管掌と、当社の売上の90%以上を落合文四郎氏が担当し、管理本部機能は稲村大悟氏が担当しております。池田祐輔氏の経

歴を見る限りスキルも落合文四郎氏と被りますし、担当している部署の影響度を勘案する限り、当社の重要な経営判断をする取締役会には、池田祐輔氏ではなく、顧客に近い情報を知りえる営業担当の執行役員の実ゆかり氏、マーケティング担当をしている執行役員の高木康平氏のほうが適任なのではないでしょうか。

また、能力面だけではなく上場企業の取締役としての責任感を持っているかという点に関しても疑念が拭えません。池田祐輔氏は当社のIRに聞くと、彼が当社の事業提携先やM&A先などを見つける渉外担当とのことですが、他社のグロース市場に上場している企業の渉外役を担う社長や経営陣が個人的に繋げたとと思われる大企業との事業提携やM&Aなどをして成長している中、当社に留まって会社を躍進するような事業提携やM&Aもありませんでしたし、彼を募ってリファーマル採用で経営幹部が入社することはありません。渉外担当として機能していない中、池田祐輔氏が担っていた新規領域に関して、この5年間当社の二、三番目の柱になるような事業が出てくる兆しもない状態です。このような状況で池田祐輔氏は自らを年間50回以上交流会や飲み会に参加するパーティーピーポーと評し前回よりも閲覧数の低いnoteを書いて、貴重な経営陣の時間を浪費しているのです。そして参加している交流会の内容がわかる投稿及び参加後に増えたSNS上のフォローアカウントや「いいね」をする対象を見る限り、提携先などを探しているというより、私的な交流を求めているようにしか見えませんでした。一部投稿や「いいね」をする対象が、上場後成長してなく、新規事業も立ち上がらず、株価も公募価格の半分以下の経営陣がするものとしてふさわしくないのがあり、私から指摘して削除してもらうほどです。SNSにおいても、x(旧Twitter)で2年間以上毎日利用しているものの、インプレッション数が月数回だけ利用している落合文四郎氏より増えずにいたので、当社が売上も伸び悩み、新規事業も育たなく株価も低迷しているのだから、渉外担当として毎日利用するのであれば彼の知り合いなどに頼みフォロワー数、インプレッション数などを上げるのを手伝ってもらい、当社のIR、PRをより多くの人にいきわたるよう努力したほうが良いのではと指摘したところ、任意で利用しているため関心がないとのことでした。上場以降当社の株主、社員が売上の低成長と株価低迷により迷惑をかけているという責任感があれば、渉外担当として当社の成長につながるよう努めるはずが、池田祐輔氏から感じ取ることができませんでした。

このように、池田祐輔氏の現在の能力と担当している部署の当社への影響度、そして、責任感を勘案すると、当社の取締役として不適格だと判断しました。また、1人の取締役が専門分野もなく部署を転々としていると、当社の取締役というポジションが勤続年数の長い人間の既得権益化した役職あるいは当社が年功序列的な慣行がある古い体質の組織として外部から見られないようにするためにも、池田祐輔氏の取締役退任を提案させていただきます。

## (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

池田祐輔氏は、当社の創業メンバーであり、当社設立以降、一貫して当社の事業成長に貢献をしております。現在は、新領域開発管掌として、引き続き当社の企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、解任の理由はないと考えております。

本株主提案の提案理由において池田祐輔氏はオールランドプレイヤーとして様々な業務に就いてきた旨が記載されておりますが、20年にわたるその経験により、同氏は法人向け教育業界に精通しており、その専門性を活かして、当社の新領域開発において貢献が期待できると考えております。

そのため、取締役会としては、2024年3月26日開催予定の定時株主総会において選任の提案をしているとおり、池田祐輔氏は取締役として適格であると判断しております。

(なお、本株主提案の提案理由において、当社取締役が私的な活動を優先しているとの記載がありますが、業務に支障が生じない時間に行っているものであります。)

## 第8号議案 社外取締役、西立野竜史氏の退任要求

### (1) 提案内容

西立野竜史氏に関しては、当社上場前においては精力的な活動をしており、ネットでもその活動がわかりました。但し、上場後の活動はネット上で見受けられずに、当社に聞くと顧問やコンサルティング活動をされているとのことでした。プライベートカンパニーで落合文四郎氏の知り合いで社外取締役にされているのであれば問題ないかと思えます。但し、当社はグロース市場に上場しているパブリックカンパニーでミッション、バリューを鑑みると、これから十倍以上の規模に売上及び利益を成長していかなくてはいけない会社だと理解しております。その会社の社外取締役が、30代半ばまで外資系企業を社員として数年単位で渡り歩き、その後は顧問や個人経営的なコンサルタントをされている方でよいのでしょうか。アジアNo.1、世界No.1を標榜している上場企業の社外取締役を見ると、現在も上場企業や成長著しい未上場企業で経営陣として活躍されている方、最近まで大企業の経営陣として活躍し引退後の現在も他の上場企業の社外取締役、監査役をされている方、あるいは一定の専門分野で今もなお第一線で活躍されている方が多く見受けられます。上場企業が活用しているスキルマトリックスの観点からも、落合文四郎氏と池田祐輔氏と専門分野が変わらないので、取締役会のスキルの多様性を補うこともないと思えます。また、当社の取締役全員が40代半ばから50代前半の戦略コンサルティングファームや会計事務所の出身で、当社の主なクライアントである事業会社への勤務経験がほぼない男性のみです。監査役も40代以上の男性だけです。属性の多様性という面でも西立野竜史氏でよろしいのでしょうか。

また、株主総会資料及びIRのリリースを見る限り、新規事業の頓挫、コロナの対応の遅れ、下方修正や中期事業計画の取り下げという株主及び社員の期待を裏切ることをしたのにも関わらず、役員減額報酬や取締役退任などを要求するアクションはこの5年間みられることはありませんでした。株主の代理として機能するべき社外取締役がその役目を果たしていると言えるのでしょうか。

本来、一般のパブリックカンパニーであれば、社外取締役の選任は株主総会で議論すべきところを、落合文四郎氏が過半数近く保有してその議論もできない状態のため、このような形で提案をさせていただきました。当社社員及び株主について真剣に考えているなら当社が掲げているミッションバリューを達成する上での選択できるベストの社外取締役を選出していただきたいと思えます。もし、先ほど社名変更でも指摘しましたが、落合文四郎氏が個人的な交友関係のみで社外取締役を選出するのであれば、MBOでプライベートカンパニー化してください。株式市場に対しても、その選択により株価が低迷して資産を増やせない当社社員や株主に対しても失礼になるのではないのでしょうか。

### (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

西立野竜史氏は、戦略コンサルティングファームを通じて培ったコンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見を有しております。取締役会の場においても、かかる知見を生かした発言等がなされており、今後も、当社の社外取締役として、当社の企業価値向上への貢献を期待できることから、解任の理由はないと考えております。

本株主提案の提案理由において、西立野竜史氏の経歴について、上場企業あるいは大企業の経営者、第一線で活躍、等、一般的な知名度の有無が適格性の根拠として記載されておりますが、上述のとおり、西立野氏に期待されるのは、取締役会での議論における具体的で実効性のある意見であり、これまでの当社の取締役会での実績から、今後も貢献が期待できると考えております。

そのため、取締役会としては、2024年3月26日開催予定の定時株主総会において選任の提案をしているとおり、西立野竜史氏は取締役として適格であると判断しております。

## 第9号議案 人的資本開示

### (1) 提案内容

当社は、取締役から監査役の6人中5人が40代後半から50代男性、1人は60代男性、補欠監査役も40代男性です。執行役員に唯一1人女性がいます。当社に訪問した際、毎回会議室への案内そして飲み物を提供してくれるのは女性社員でした。当社のビジネスドメインである研修業界は、女性が経営者や経営幹部などリーダー的役割を担っているケースが多くみられますが、当社の幹部の男女比率はこの研修業界の反映していないと思います。当社のミッションで、「アジア人材育成No.1となる、事業創造と人づくりで継続成長するグローバル企業」を目指しアジアに積極的に進出することを計画するのであれば、人的資本開示を行い、自らを省みて、幅広い人材を登用育成するべきだと思います。また、ビジョンの「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます。」と掲げているのに、女性社員が当社ではいわゆる一般職的な役割を担わなければならないのでしょうか。当社の幹部に女性が少ないことに関しては、数年前から当社経営陣に伝えており、数年経っても変更する気がないのであれば、ビジョン、ミッションはただ当社を良く見せるだけの建前だけで、本音としては達成する気がないという認識でよろしいのでしょうか。是非、建前や口先だけでなく行動で示して頂くための第一歩として提案させていただきます。

### (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社では、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正に伴い、有価証券報告書における一つの記載事項として、2024年3月末頃に開示予定の有価証券報告書において、人的資本開示に関する記載を行なう予定です（サステナビリティ情報の記載）。

なお、本提案につきましては、株主総会決議事項ではないものの、当該事項につきましては、いわゆる勧告的決議に係る議題・議案として採り上げるものであります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

### ■会場

東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
ヒューリック九段ビル2階 本社カンファレンスルーム  
電話 (03) 6268-9791

### ■交通のご案内

- 東京メトロ東西線「九段下駅」  
7番出口より 徒歩0分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「九段下駅」  
3b出口より 徒歩2分

